

唐津市立鏡中学校の校則についての基本的な考え方(案)

令和 7 年 月 日
唐津市立鏡中学校

- ・本文書は、生徒に向けて、学校としての考え方を記したものである。
- ・本文書中の「校則」については、「生活のきまり」や「生徒心得」などと称されるものを含む。

1. 基本的な考え方

「自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守り、自分たちで変える。」という民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる生徒を育てる。

そもそも規則(ルール)において大切なことは、「作る・守る・変える」という3点である。

「作る」…集団が健全な活動を送ることが可能になるように作る。集団の構成者の多くが同意できる規則(ルール)が基本であるが、集団がより良い方向に進める規則を作ることが必要である。

「守る」…トラブルは、守る側と破る側がぶつかり合うために起こるので、規則を守る気持ちを育むことが大切である。規則を守った上で見えてくるものに気づく人材を育てることが、集団のより良い成長の為に必要である。

「変える」…より良い集団・社会を作るために、変えるべきものは変えることが必要である。時代に合わなくなったり、社会一般の常識として許されなくなったりしたこと等で規則(ルール)を変えることはもちろん、より良いものを目指して変えることが必要である。

この「作る・守る・変える」をキーワードに、学校の規則(ルール)である校則について考えることで、これからの時代を切り拓いていく人材を育成したい。

日本では、これまでルールを守る指導を最優先にすることが多かった。その成果として社会全体として規則を守ろうという気持ちが保たれていたといわれている。そのことは日本社会の素晴らしい財産である。

しかし、状況が変化し新たなルールが必要になっても、自らルール制定をすることが苦手であったり、不都合があってもルールに合わせることを優先し、ルールを変えるという発想に至らなかったりするなど、日本ではスポーツ界でも経済

界でも、新たなルール作りでリーダーシップを発揮できていないと言われている。

例えば、スキージャンプ競技でのルール変更や自動車レースの F1 でのエンジン規格の変更、自動車の急速な EV 化など、社会の中では「ルール形成競争」が盛んにおこなわれているが、日本は多くの場面で受け身の立場になっていることが指摘されている。

これからは日本人の美徳と言われるルール順守の精神を育むことはもちろん、これからの時代を切り拓いていくために、多くの人が納得できるルールを作ることが出来る人材が求められている。

また、ルールを守らないことと、自分たちに有利なルールに変更することは全くの別物である。ルールを守らないことは卑怯だと非難されるが、ルールの中で競争することは称賛される。

ルールの中で勝負することが大切であるが、そもそもルールを作るところから勝負が始まっていることを理解し、「作る・守る・変える」ことの重要性を理解させたい。

その中でも、「ルールを守らないことは卑怯なことであり、そんな人にはルールを語る資格がない」と社会では指摘されることを生徒に伝え、ルールを守ることの大切さを感じさせたい。

そして、校則を「作る・守る・変える」という経験を通して、生徒自身が「共生のための相互尊重のルールの必要性」を感じることが出来るようにしていきたい。

2. 校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則は生徒のためのもの、生徒の将来のためにあるということを忘れてはならない。規則の本質的な意味や意義を指導することなく、ただの外見の取り締まりになったりすれば、規則は「監視の目をかいくぐって要領よく対処すればよい」などと考える人間を育てることになり、校則の教育的意味を失ってしまう。そうならないよう教育的な意味を持つ「必要な校則とは何か」ということを常に問い続けたい。

その上で、校則に違反した場合には、生徒に自分自身を振り返らせ、主体的・自律的に行動することができるよう、保護者・地域等と連携し継続して指導する。

3. 校則の見直し

(1) 見直しの目的

校則については、現状に合う内容か、社会一般の常識として許されるのか等を常に考え、絶えず見直しを行う。生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえ、絶えず積極的に見直す。

(2)見直しの基本的な考え方

校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄であるが、「自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守り、自分たちで変える。」という民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる生徒を育成するということを前提とした見直しにする。

(3)見直しの取組方法

- ア 生徒や保護者に意見を聞き、校則見直しの希望を確認する。
- イ 校則見直しの希望等あれば、学級活動等の時間に話し合う。
- ウ 生徒代表は、生徒指導担当の職員と変更・見直しが妥当であるかを話し合う。
- エ 全校集会や生徒総会等で、学級協議の内容を基に話し合い、職員会議・校則検討委員会・育友会役員会・学校評議員会等で話し合っほしいことをまとめる。
- オ 校則検討委員会・育友会役員会・学校運営協議会等で話し合う。
- カ オでの検討内容等を職員会議で話し合う。また、内容により再度ア～カを実施する場合もある。(必要であれば試行期間等を設ける)
- キ カの職員会議での話し合いの後、校長が最終決定する。
- ク 決定内容を生徒・保護者等に報告し、ホームページ等で知らせる。
- ケ 場合により臨時で校則検討委員会等を開いたり、ア～カの一部をしなかったりすることもある。

4. 参考・引用

- ・「生徒指導提要」
(文部科学省 令和4年12月)(文部科学省 平成22年3月)
- ・「校則の見直し等に関する取組事例について」
(文部科学省初等中等教育局児童生徒課 令和3年6月8日付け事務連絡)
- ・「校則・生徒指導のあり方に関するガイドライン」
(熊本市教育委員会 令和3年3月)
- ・「令和4年度における校則の見直しと今後の対応について」
(唐津市教育委員会 令和5年3月7日付け通知)